

港区特別職報酬等審議会答申（概要）

1 区議会議員の議員報酬及び特別職の給料

0. 9%引き上げる。

議員報酬

単位：円

区分	改定後の報酬月額	現行の報酬月額	引上げ額
議長	919,600	911,400	8,200
副議長	794,900	787,800	7,100
委員長	662,100	656,200	5,900
副委員長	634,500	628,800	5,700
議員	622,300	616,700	5,600

※実施時期 令和6年4月1日

ただし、令和6年4月1日以降に退任した者については、引上げを実施しない。

特別職給料

単位：円

区分	改定後の給料月額	現行の給料月額	引上げ額
区長	1,273,100	1,261,700	11,400
副区長	1,023,700	1,014,600	9,100
教育委員会教育長	951,200	942,700	8,500
常勤監査委員	761,000	754,200	6,800

※実施時期 令和6年4月1日

ただし、令和6年4月1日以降に退任した者については、引上げを実施しない。

2 区議会議員及び特別職の期末手当

年間支給月数を0.2月引き上げる。

支給月	6月	12月	合計
現行の年間支給月数	2.0月	2.0月	4.0月
令和6年度	2.0月 (—)	2.2月 (+0.2月)	4.2月 (+0.2月)
令和7年度以降	2.1月 (+0.1月)	2.1月 (+0.1月)	4.2月 (+0.2月)

※実施時期 令和6年度は、令和6年12月1日、令和7年度以降は、令和7年4月1日から実施。

ただし、令和6年度中に就任した区長及び副区長については、令和6年度に限り年間支給月数の引上げ幅を0.1月とする。



令和6年12月2日 資料No.14-2
総務常任委員会

令和6年11月22日

港区長 清 家 愛 様

港区特別職報酬等審議会

会長 古 川 史



区議会議員の議員報酬及び特別職の給料、区議会議員
及び特別職の期末手当の額等について（答申）

令和6年7月24日付6港総総第1590号により、本審
議会に対し諮問を受けた事項のうち、区議会議員の議員報酬
及び特別職の給料、区議会議員及び特別職の期末手当の額等
について、別紙のとおり答申します。



答 申

1 はじめに

本審議会は、港区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づき、令和6年7月24日、港区長から、区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員（以下「特別職」という。）の給料、旅費、通勤手当、期末手当及び退職手当の額並びに政務活動費の額の適否等について諮問を受けた。

今般、令和6年10月9日の特別区人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告（以下「特別区人事委員会勧告」という。）が示されたことを受け、本審議会では、諮問事項のうち、区議会議員の議員報酬及び期末手当並びに特別職の給料及び特別職の期末手当の額等について審議し、答申することとした。

本審議会の各委員は、区民の代表としての自覚と責任のもと、幅広い視野に立ち、公正かつ客観的な立場で、闊達に議論し、慎重に審議を行った。

審議に際しては、議員報酬・特別職給料等の23区比較、報酬・給料等の改定経過、港区の財政収支の見通し等の説明を受けた。

また、議員報酬・特別職給料の改定試算等の資料などを基礎資料とし、区長等の職責の重要性、一般職員の給与との関係、区政を取り巻く社会経済状況の変化等を考慮し、広範な視点から検討した。

2 検討の背景

(1) 社会経済状況について

令和6年10月発表の内閣府月例経済報告によると、「景気は一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される」とする一方で、「欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

また、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定する2020年基準消費者物価指数令和6年9月分は、総合指数108.9で前年同月比2.5%の上昇と報告され

ている。

(2) 特別区人事委員会勧告について

令和6年の特別区人事委員会勧告は、月例給については、「職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差11,029円(2.89%)を解消するため、月例給を引き上げることとし、給料表を改定することが適当、改定に当たっては、人材確保等の観点等を踏まえ、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給の給料月額の上上げを行う」、特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数については、「民間との均衡等を踏まえ、区における年間支給月額を0.2月引上げ」という内容であった。

新卒初任給については、「人材確保競争が更に激化することが見込まれるため、大卒初任給を国の一般職員(大卒)と同額引き上げる」という内容であった。

区は、この報告を踏まえ、職員団体と交渉した結果、特別区人事委員会勧告どおりの内容で、職員の給与を改定する条例案を区議会に提出する準備を進めている。

(3) 港区の状況について

区の人口は、令和6年11月1日現在、約26万8,100人で、前年と比較して約1,800人増加している。平成8年以降の一貫した増加傾向から一転して、令和2年6月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因すると思われる減少傾向となっていたが、令和4年2月からは再び増加傾向となり、港区人口推計によると、令和13年には30万人を超え、令和17年には324,358人となる見込みとなっている。

区財政については、令和5年度決算(普通会計ベース)において、一般財源¹で歳入の根幹を成す特別区税について、特別区民税が減少したことにより、前年度比14億円、1.4%減の956億円となり、特定財源²で国庫支出金等が減となり、全体では前年度比38億円、2.1%減の1,802億円となった。

¹ 一般財源：特別区税、特別区財政調整交付金、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金など、使途が特定されていない財源。

² 特定財源：国庫支出金、都支出金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、諸収入など、特定の事業に充てなければならない財源。

歳出は、公共施設等整備基金への積立金を増加し、新型コロナウイルスワクチン接種の対象者及び接種回数の変更と赤坂中学校等改築工事の完了による減少があったことなどにより、前年度比39億円、2.3%減の1,681億円となった。

財政の弾力性を示す総合的指標である経常収支比率³は、GIGAスクール推進事業や高校生世代までを対象とした医療費の全額助成の増加等に伴う経常経費の増により、前年度比3.1ポイント増の70.7%となった。これは、一般に適正な水準といわれている70%から80%までの水準の範囲内であり、特別区全体の平均値である76.5%と比較しても低い数値であることから、区の財政は他区と比較して弾力的で、新たな区民ニーズや緊急課題などにも対応できるといえる。

また、自治体の財政力を判断する指標である財政力指数⁴は、1.15となった。特別区全体の平均値である0.54と比較して高い数値であり、物価高騰が区民生活や区内産業に影響を与え続ける中、経常収支比率、財政力指数ともに、他団体と比較し高い財政力が示されているといえる。

今後の見通しについて、歳入は、区の歳入の根幹を成す特別区民税収が令和5年度決算において減少したが、納税義務者数（人口）の増加や経済成長率を考慮し、今後は堅調に推移していくと見込んでいる。国際情勢や物価高騰等の影響による景気の下振れリスクに十分注意し、特別区民税収入に与える影響を慎重に見極めていく必要がある。

一方、歳出については、長く続いたコロナとの闘いや物価高騰の影響から脱却し、次代を担う子どもたちが幸せに暮らすことができるとともに、コロナ禍での感染症対策の経験を生かして更なる強靱なまちへと発展させ、誰もが住み続けられるまちへと輝かせていくことを目指し、令和6年度においては、港区基本計画（令和3年度～令和8年度）の後期3年間の初年度と

³ 経常収支比率：財政の弾力性を示す総合的指標で、自治体財政の自由度を計る最も一般的な財政指標。この比率が高いほど新たな住民ニーズに対応できる余地が少なくなり、財政は硬直化していることになる。

⁴ 財政力指数：財政力を示す指数で、この指数が大きいほど財源に余裕があるといえる。ただし、理論上の数値であるため、この指数で直ちに財政の富裕度を判断することはできない。

して、目の前にある課題の解決に全力で取り組むため、区民の暮らしや生命を守るための取組に積極的に予算を計上している。アフターコロナに向けた取組みとして、新技術活用の検討など区民の利便性の向上や未就園児の預かりなど多様な働き方を支える子育て支援、働き盛り世代への健康支援、新たな観光資源の創出、在住外国人の地域参加を促進するための取組、高齢者相談センターの体制の充実、高齢者世帯のエアコン購入費等の助成限度額引き上げなどを進めている。また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震を教訓に区の地域特性に応じた防災対策を強化し、共同住宅への電動階段運搬車の配備支援、全世帯人数分の携帯トイレの配布、福祉避難所の備蓄物資の配備等に取り組んでいる。

以上のように、社会経済情勢が日々刻々と変化する状況においても、港区ならではの行政サービスを維持しつつ、地域経済の回復をはじめとする緊急課題にも的確に対応できる安定的な財政運営を行っているが、今後も予測される人口増加や高齢化に伴う行政需要の増大により、歳出にも影響を与えることも考慮すべきではあるものの、今後も継続して質の高い行政サービスを実施することが可能な状況である。

3 審議

(1) 区議会議員の議員報酬及び期末手当並びに特別職の給料及び特別職の期末手当の額等に対する基本的認識について

区議会議員の議員報酬及び特別職の給料は、労働の対価として支払われる金銭であり、その額は、職務の内容、職責の重要性に応じて定められるもので、一般職員の給与体系とは性格が異なる。

しかしながら、労働の対価であることから、その報酬や期末手当は社会経済状況や民間の給与動向等と全く無関係に決定するのではなく、公民較差を考慮した一般職員の給与勧告を参考とし検討すべきである。

(2) 職責の重要性について

区長をはじめとした特別職は、行政運営と執行機関の最高責任者として複雑多様化する区民ニーズを的確に捉え、区政の目指すべき将来像を実現するために高度な判断力、実行力が求められ、その役割と職責は極めて重要である。

区議会議員については、本会議、委員会等議会活動を通じて執行機関のチ

ェック機能を果たすとともに、区民生活や事業活動に直接影響を及ぼしている物価高騰の不安に伴う区民要望への対応など活動は広範囲に渡り、区民福祉の向上に向けて担う役割と職責はますます重要なものとなっている。

4 結論

(1) 審議結果

今回の結論を出すに当たり、本審議会では、景気が緩やかに回復しているとされている一方で、依然として続く物価高騰及び港区の財政状況を念頭に置き、特別区人事委員会勧告を参考としながら、慎重に審議を行った。

審議の過程では、特別区人事委員会勧告は、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差を解消することが目的であり、特別職及び区議会議員の報酬等は一般職員と同様に労働の対価であることから、総員が引上げの意向を示した。

一方、引上げ幅については、各人の在任期間を考慮した引き上げ率の適用の検討や、特別区人事委員会勧告は若年層の引上げ幅が大きく高年齢層が低いいため、年齢層を考慮した引き上げ率を準用することも検討すべき、特別職等の職責の重さを重視し特別区人事委員会勧告の公民較差の数値を適用すべき、区の実態を踏まえた数値を基に根拠を構築すべき、などの意見があった。

以上のことを踏まえ、社会経済状況、港区の財政状況及び過去の報酬等の改定経緯を総合的に判断し、他区の過去の改定率も参考としながら、具体的な増額の率については、特別区人事委員会勧告の公民較差（2.89%）とするか、一般職員の上級号給の平均改定率（0.9%）とするか、またはその他の改定率を適用すべきかについて議論した。

議論の結果、特別区人事委員会勧告は、人材確保の観点等を踏まえ初任給及び若年層に重点を置いているものであり、特別職及び区議会議員の職責の重要性及び年齢層を踏まえ、月例給の改定率は、一般職員の上級号給の平均改定率（0.9%）とすることが適当との結論に至った。

区議会議員及び特別職の期末手当は、それぞれ年間支給月数を0.2月引上げることが適当であるとの結論に至った。

また、改定の実施時期については、一般職員と同様に月例給は令和6年4月1日、期末手当は令和6年12月1日が適当であるとの結論に至った。

(2) 改定の内容

① 改定額

区議会議員の議員報酬及び特別職の給料について、0.9%引上げ、百円未満を四捨五入して算定する。

期末手当については、年間支給月数を0.2月引上げる。

ただし、令和6年度中に就任した区長及び副区長については、令和6年度に限り年間支給月数の引き上げ幅を0.1月とする。

単位：円

区分	改定後の月額	現行の月額	月額の 引上げ額
議長	919,600	911,400	8,200
副議長	794,900	787,800	7,100
委員長	662,100	656,200	5,900
副委員長	634,500	628,800	5,700
議員	622,300	616,700	5,600
区長	1,273,100	1,261,700	11,400
副区長	1,023,700	1,014,600	9,100
教育委員会教育長	951,200	942,700	8,500
常勤監査委員	761,000	754,200	6,800

② 実施時期

ア 区議会議員の議員報酬及び特別職の給料

令和6年4月1日

ただし、令和6年4月1日以降に退任した者については、引上げを実施しない。

イ 期末手当

令和6年12月1日

5 おわりに

当審議会は港区長からの諮問に対して以上のとおり答申する。

特別職等及び区議会議員においては、職責の重要性を再認識し、区民の信託に応え、区民福祉の向上に一層尽力されることを要望する。

港区特別職報酬等審議会委員

会 長 古川 史高

会長職務代理 白井 浩之

委 員 河 合 智

委 員 田 中 泉

委 員 堀 信子

委 員 中野 智江子

委 員 栗山 由美

委 員 芝 耕太郎

委 員 秋 田 恵

委 員 辻村 法泰